

法案成立を通して感じること



参議院議員・薬剤師 本田 顕子

令和5年4月21日、参議院本会議にて、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案が賛成多数で可決、成立しました。

この法律によって、国民生活や国民経済に甚大な影響を与えるおそれのある感染症が発生した場合に迅速な指示や要請を可能にする権限が明確になりました。加えて、内閣感染症危機管理統括庁という新しい組織が総合調整機能を担います。司令塔として関係府省による施策を総合的に束ねて主導し、感染症の発生・まん延を防止することが期待されています。

今回の法案成立に至るまでに、衆参両院の内閣委員会での審議や、内閣委と厚生労働委員会との連合審査に関わらせていただきました。法律が目指す趣旨を損なわないよう、緊張感を持って施行準備をしていく示唆に富む審議の数々でした。

今国会では、厚生労働省が所管する水道行政と食品衛生行政を他府省へ移管することを趣旨とする法律案の審議も行われています。委員会質疑を通じて、人の健康を守る観点で取り組むことの大切さ、すなわち保健衛生の重要性について国民的視点から再認識しております。

組織再編や行政事務の移管による効果を実感できるようにするには、これらに関わる方々が自らの価値を最大限に生かすことが何よりも大切と私は捉えています。

水質も食品も、そして感染症も薬学教育の範疇であり、国民生活に直結する課題の多くが薬学的知見を必要としていると考えます。

薬剤師として国民の皆様の命と暮らしを守るために持てる力を最大限に生かしてまいりましょう！

もちろん私自身も尽力してまいります！！



令和5年4月11日参議院内閣委員会



令和5年4月18日参議院内閣委員会